



各位 殿

平成19年1月30日

件名： 「輸入積荷目録情報の入港前事前報告の義務化」について

関税法改正により、平成19年2月1日から「輸入積荷目録情報」の入港24時間前提出が義務化されることになりました。

上記「24時間ルール」につき、お客様より何件か御質問を頂きましたので、その内容と影響等につきまして御報告申し上げます。

現行、外国貿易船が日本の港に入港する際、「船長は入港24時間以内に積荷目録（マニフェスト）を税関に提出すること」が義務付けられています。この度の法改正により、この提出期限が『入港24時間前提出』に早められました。この法改正による「義務化」の対象は、直接的には船会社となります。

今回の法改正は、「我が国への入国者や輸入貨物に関する情報を早い段階で税関がチェックすることによりハイリスク貨物の選定、差し止め等の対策をたてる時間的な余裕を持ち、テロリスト等要注目人物の入港やテロに使用されるおそれのある物品等の水際における阻止を効果的に行い、港湾セキュリティを強化すること」を目的に掲げています。

既に2002年末より北米、アメリカ合衆国及びカナダではテロ対策を目的として、自国に向け輸出される貨物につき、「積み地において貨物が積まれる24時間前まで」に積荷目録を提出すること等を義務付けています。

今回の日本における「入港前24時間ルール」はそれよりはるかにゆるいものですが、先にお知らせしたISPM NO.15ルール=木製梱包材規制の導入に続いて、貿易貨物規制ルールの国際標準への接近を図るものと言えるかもしれません。

具体的な影響としては、荷送人、荷受人、品名、揚地変更等のマニフェスト訂正について、上記セキュリティの観点から今まで以上に監視が厳しくなる為、変更が大変難しくなると思われます。

また、不正確な内容や誤りが記載されていた場合、必要に応じて税関調査が行われ、場合によっては本船荷役や出港の差し止めもあり得るとの警告もなされております。

輸入者様におかれましては、本法改正の趣旨を御理解頂き、海外取引先に対して、船積の段階での船社への正しい情報の伝達、B/L上への正確な内容の記載の徹底を周知頂きますようお願い申し上げます。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>